

さいたま市後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年 5 月 22日

さいたま市長

清水 邦人

さいたま市規則第74号

さいたま市後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市後期高齢者医療に関する条例施行規則（平成20年さいたま市規則第65号）の一部を次のように改正する。

様式第1号(1)及び(2)、様式第2号（表）並びに様式第3号（表）を次のように改める。

様式第1号(1) (第2条関係)

後期高齢者医療保険料 納入通知書 兼 特別徴収(仮徴収)開始(変更・中止)通知書

年 月 日

さいたま市長



年度分の後期高齢者医療保険料額について次のとおり徴収額を決定(変更)しましたので通知します。

| | | | |
|--------------------|--|----------------|--|
| 被保険者氏名 | | 被保険者番号 | |
| あなたの納付方法は下記のとおりです。 | | | |
| 納付方法 | | 決定(変更)理由 | |
| 特別徴収義務者 | | | |
| 特別徴収対象年金 | | 決定(変更)年月日 | |
| 特別徴収年金給付額 | | さいたま市に納付する保険料額 | |
| 普通徴収分口座情報 | | | |

期別保険料額(原則、翌年度の4月・6月・8月の仮徴収額は2月の特別徴収額と同額です。)

| 月 | 普通徴収額(円) | | 特別徴収額(円) | | 納期限 |
|--------|----------|----------|----------|----------|-----|
| | 普通徴収額(円) | 特別徴収額(円) | 普通徴収額(円) | 特別徴収額(円) | |
| 4月 | | | | | |
| 5月 | | | | | |
| 6月 | | | | | |
| 7月 | | | | | |
| 8月 | | | | | |
| 9月 | | | | | |
| 10月 | | | | | |
| 11月 | | | | | |
| 12月 | | | | | |
| 1月 | | | | | |
| 2月 | | | | | |
| 3月 | | | | | |
| 合計額(円) | | | | | |

保険料の納付方法

延滞金

納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その保険料額（1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該期間の属する各年の平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した額の延滞金^{じん}が加算されます。この場合における年当たりの割合は、^{じん}年^{じん}の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。なお、延滞金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

徴収に関する審査請求及び取消訴訟

この処分^{じん}に不服があるときは、この処分^{じん}があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に埼玉県後期高齢者医療審査会^{さいたま市}に対して審査請求をすることができます。なお、この処分^{じん}の取消しの訴えは、審査請求の裁決を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があつた日から3箇月を経過しても裁決がないときや処分^{じん}の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告（代表者は、さいたま市長）として提起できます。ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

提出先 埼玉県後期高齢者医療審査会

様式第2号（第2条関係）（表）

後期高齢者医療保険料 納入通知書 兼 特別徴収（仮徴収）開始（変更）通知書

年 月 日

さいたま市長



年度分の後期高齢者医療保険料を次のとおり対象年金から特別徴収（天引き）することに決定しましたので通知します。

| | | | | |
|-----------|--|---------|--|---|
| 被保険者氏名 | | | | 様 |
| 性別 | | 生 年 月 日 | | |
| 被保険者住所 | | | | |
| 被保険者番号 | | | | |
| 特別徴収義務者 | | | | |
| 特別徴収対象年金 | | | | |
| 特別徴収対象年金額 | | | | 円 |

期別保険料額

| 年金支払月 | 特別徴収される保険料額 | |
|--------|-------------|---|
| | | |
| 4月 | 円 | 円 |
| 6月 | 円 | 円 |
| 8月 | 円 | 円 |
| 仮徴収額合計 | 円 | 円 |

年 月 日

さいたま市長



後期高齢者医療保険料 督促状

後期高齢者医療保険料が、 年 月 日現在、下記のとおり未納となっておりますので、年 月 日までに同封の納付書により納付してください。

この督促状の指定納期限までに納付されないときは、地方自治法第231条の3の規定により滞納処分を受けることになります。

| | | | | | | | |
|----------------|--|---|-----|---|-----|--|---|
| 被保険者氏名 | | | | | | | 様 |
| 被保険者番号 | | | | | | | |
| 通知書番号 | | | | | | | |
| 年度 (年度賦課分) | 期別 | 期 | 保険料 | 円 | 納期限 | | |
| 備 考 | 指定納期限： 延滞金： 円 総合計額： 円 延滞金は、年 月 日現在で計算しておりますが、納入日により再計算した金額となります。 納期限の翌日から、納入した日までの日数に応じて再計算されますので、ご了承ください。 | | | | | | |

※ 最近納付された方で、この督促状が行き違いに送達された場合は、ご了承ください。

※ 領収証書は5年間保存願います。

問合せ先

審査請求及び取消訴訟

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に埼玉県後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。なお、この処分の取消しの訴えは、審査請求の裁決を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないときや処分の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告（代表者は、さいたま市長）として提起できます。ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

提出先 埼玉県後期高齢者医療審査会

様式第6号（表）を次のように改め、様式第6号（裏）を削る。

年 月 日

さいたま市長



後期高齢者医療保険料還付（充当）通知書

あなたが納入された保険料のうち、納めすぎとなった保険料について次のとおり還付（充当）しますので通知します。

| | | | |
|--------|---|--------|--|
| 還付管理番号 | | | |
| 被保険者氏名 | 様 | 被保険者番号 | |

還付する金額（単位：円）

| |
|------------------------|
| 過誤納金算出年度 （賦課年度： ） |
| 納めすぎた金額（過誤納金額） a |
| 充当金額 b |
| 還付加算金 c |
| お返しする金額（還付金額） a-b+c |

納め過ぎた金額（過誤納金）の内訳

| 期別 | 特別徴収 （円） | 普通徴収 （円） | 延滞金 （円） | 納めた金額（円） 過誤納金額（円） | 領収年月日 発生理由 |
|----|-------------|-------------|------------|----------------------|---------------|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

充当金額の内訳

| 相当年度 | 賦課年度 | 期別 | 保険料未済額（円） | 保険料充当額（円） | 延滞金未済額（円） | 延滞金充当額（円） |
|------|------|----|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

還付金の受け取り方法 お返しする保険料・延滞金を下記の金融機関に振込みます。

| | | | | | | |
|-------|------|--|-------|--|-------|--|
| 金融機関名 | | | 支店名 | | 振込予定日 | |
| 種目 | 口座番号 | | 口座名義人 | | | |

問合せ先

審査請求及び取消訴訟

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に埼玉県後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。なお、この処分の取消しの訴えは、審査請求の裁決を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないときや処分の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告（代表者は、さいたま市長）として提起できます。ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

提出先 埼玉県後期高齢者医療審査会

附 則

この規則は、令和8年7月1日から施行する。